

北海道東川町における第2期基本計画の概要

計画のポイント

東川町には、大雪山をはじめ、温泉や景勝地など多様な観光資源があり、観光に関連する産業が町内消費の約23%を占めている。また、近年ではアトリエや飲食店など、恵まれた自然環境や美しい景観を背景に提供されるゆとりある生活環境自体も観光資源となっており、地域外からの来訪者は増加傾向にある。このほか、東川町は世界に珍しく「写真の町」を宣言し、毎年夏に行われる「国際写真フェスティバル」には国内外から多くの人が訪れるほか、平成27年に開設した国内初となる公立日本語学校等があることから留学生の中長期滞在も多い。

こうした地域特性を生かして、観光入込客数の増加を加速させ、地域経済に波及効果が高い観光関連事業を推進する。

促進区域

北海道東川町

《促進区域図》



経済的効果の目標

- ・1件あたり平均47百万円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を3件創出。
- ・これらの地域経済牽引事業が促進区域で1.4倍の波及効果を与え、促進区域で**約197百万円の付加価値額を創出することを目指す。**

地域経済牽引事業の承認要件

【要件1：地域の特性を活用すること】

東川町の大雪山国立公園等の観光資源を活用した**観光関連分野**

【要件2：高い付加価値を創出すること】

- ・付加価値増加分：4,611万円超

【要件3：いずれかの経済的効果が見込まれること】

- ①売上：8%以上増加
- ②雇用者数：1人以上増加

地域経済牽引支援機関

- ・(一社)ひがしかわ観光協会
- ・東川町商工会
- ・東川町立東川日本語学校

計画期間

本計画の計画期間は計画同意の日から令和10年度末日までとする。「北海道東川町基本計画」に基づき法第11条第3項の規定による同意(法第12条第1項の規定による変更の同意を含む。)を受けた土地利用調整計画に関する変更の同意及び法第13条第4項の規定による承認(法第14条第3項の規定による変更の承認を含む。)を受けた承認地域経済牽引事業計画に関する変更の承認及び承認の取消しについて、当該同意基本計画の失効後も、なお従前の例による。

制度・事業環境の整備

- ・不動産取得税・固定資産税の減免措置
- ・情報処理の促進のための環境の整備
- ・東川町産業振興条例による起業化に対する支援等
- ・地方創生推進交付金の活用
- ・事業者からの事業環境整備の提案への対応